

(別添 2-1)

学 則

①	事業者の名称及び所在地	有限会社ニューサポート 〒965-0005 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原238-2
②	研修事業の名称	介護職員初任者研修課程(離職者等再就職訓練事業)
③	研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④	研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式
⑤	事業者指定番号	1015
⑥	開講の目的	介護を通じて高齢者、障害者の方々の生活を支え、その質を向上させるため適切な知識と技能を備えた人材を育成し、地域の福祉に貢献する事と、介護職へ就職を希望する者の雇用推進を目的とする。
⑦	研修期間	研修期間は概ね3ヶ月とする。
⑧	研修日程及び講師氏名	カリキュラム表参照。
⑨	募集人数	定員は最大15名とする。
⑩	講義及び演習の実施場所	有限会社ニューサポート 二階研修室 〒965-0005 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原238-2
⑪	実習施設	1 実施しない (但し、見学及び体験は実施する。) 2 実施する
⑫	使用テキスト	株式会社日本医療企画 介護職員初任者研修課程テキストシリーズ
⑬	シラバス	シラバス(別添2-2)を参照。
⑭	受講資格	ハローワークから受講指示等を受けられる方で、心身ともに健康であり、訓練日程の全てに出席し介護の知識や技能を習得し、その知識を生かして就職したいと強く希望される方。
⑮	広告の方法	公共職業安定所及び自社のホームページ、チラシ等で行う。
⑯	情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス http://nsp-aizu.com/
⑰	受講手続及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	受講手続及び本人確認の方法 公共職業安定所で受講申し込みを行い、指定日に面接等選考を行い受講の可否を決定する。 受講決定者は、下記のア～クのいずれか1つの提示によって初回受講時に本人確認を行う。 ア) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票(発行後6ヶ月以内のもの) イ) 住民基本台帳カード ウ) 在留カード エ) 健康保険証 オ) 運転免許証 カ) パスポート キ) 年金手帳 ク) 運転免許証以外の国家資格を有する場合は、その免許証又は登録証
⑱	受講費用及び支払い方法	受講費用は、無料。但し、テキスト代5,832円は受講者負担とする。 支払方法は現金払いとし、初回受講時に支払うものとする。

⑱	解約条件及び返金の有無	<p>受講者からの解約の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話での連絡を必須とする。 ・開講日の前日までの解約は、解約条件及び返金は特になし。 ・開講日当日の解約は、テキスト代5,832円を負担頂く。 ・一度でも受講した場合、返金しない。 <p>当法人からの解約の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者が8名に満たなかった場合は開講しないことがある。その場合、振込手数料は当法人負担とし全額を返金する。
⑳	受講者の個人情報の取扱い	<p>個人情報保護規定の有無 (有・無)</p> <p>受講者の個人情報については、個人情報保護法、当法人の個人情報保護に関する基本方針に沿って厳重に管理する。</p> <p>なお、修了者は福島県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
㉑	研修修了の認定方法	<p>認定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了を認定した者には修了証明書を交付する。 ・研修の修了年限:8ヶ月 ・修了評価方法:(別添2-9)を参照。 <p>修了評価筆記試験不合格時の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当講師による補習のうえ、再修了評価筆記試験を実施する。(補習費用(1時間あたり):3,000円、再評価筆記試験費用:3,000円) ・ただし、再評価筆記試験の回数は最大3回までとする。従って最終評価筆記試験の結果、不合格となった者は未修了扱いとするため注意すること。
㉒	欠席、遅刻、及び早退の取扱い	<p>遅刻、早退した時間分だけでなく、欠席した時限の時間数と同じ時間数の補講を行うこととする。</p>
㉓	研修を欠席した者に対する補講の取扱い、費用	<p>補講の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補講を受講するまでは当該科目の修了評価を実施しない。 ・補講は項目単位で実施し、同一内容の講義・演習を別の日に設定し個別の対応で行う。 ・補講をする際の費用については1時間当たり3,000円とする。
㉔	受講中の事故等についての対応	<p>受講中に生じた事故等は、求職者支援訓練の場合は弊社が加入する保険で対応する。委託訓練の場合は各自職業訓練生総合保険に加入頂くこととする。</p> <p>但し、本人の故意、重大な過失による事故は本人の責任とする。</p>
㉕	研修責任者及び課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名 : 笠井 由季子</p> <p>所属名 : 有限会社ニューサポート</p> <p>役職 : 管理部</p>
㉖	苦情相談窓口及び研修事務担当者名、所属名及び連絡先	<p>氏名 : 笠井 由季子</p> <p>所属名 : 有限会社ニューサポート</p> <p>連絡先 : 0242-23-8886(有限会社ニューサポート)</p>
㉗	修了証書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>「福島県介護職員初任者研修事業実施要綱」に基づき証明書を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付に係る費用:無料とする。
㉘	その他必要な事項	<p>遅参時の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとして欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 <p>退校処分の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に反する言動、授業妨害など、当講座の学習環境に悪影響を与える言動が顕著で、改善の見込みがないと判断される場合。